

## 令和4年2月議会定例会提出議案の概要

議案番号	件名	主な内容
1	専決処分について 専決第1号 新潟県市町村総合事務組合を組織する 地方公共団体の数の減少及び新潟県市 町村総合事務組合規約の変更について	令和4年3月31日限りで阿賀北広域組合が 脱退し、令和4年4月1日から加茂市及び加 茂市・田上町消防衛生保育組合が共同処理す る事務に加入することに伴う規約の変更につ いて、新潟県市町村総合事務組合の国に対す る許可申請期限までに変更する必要があるこ とから専決処分としたもの
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療に関する条例の一部改正について	令和4・5年度の保険料について、所得割率 及び均等割額を定めるとともに、国の制度改 正に伴う保険料の賦課限度額の引き上げによ る所要の改正を行うもの
3	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 号）	特別高額医療費共同事業拠出金の経費、過年 度分保険料還付金の精算に係る経費及び前年 度国庫補助金の精算に係る経費を補正するも の 【補正前】 281,171,626 千円 【補正額】 15,741 千円 【補正後】 281,187,367 千円
4	令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	【歳入歳出総額】 1,094,962 千円
5	令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	【歳入歳出総額】 267,004,317 千円



# 議案第 1 号関係

## 専決第 1 号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について



## 議案第 1 号関係資料

### 議案第 1 号 専決処分について

専決第 1 号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

#### 1 規約変更の理由

令和 4 年 3 月 31 日限りで阿賀北広域組合が脱退し、令和 4 年 4 月 1 日から加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合が加入することに伴い、構成団体である本広域連合においても新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について議決が必要であるため

#### 2 専決処分とした理由

当該規約の変更に際し、新潟県市町村総合事務組合では、構成団体の規約改正を受け、国・県への許可手続きが必要となり、期限を令和 4 年 1 月 6 日としていることから、この期限において広域連合議会の招集が困難であったため

以上の理由により、令和 4 年 1 月 4 日付けで専決処分を行ったもの



議案第1号関係

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新旧対照表

新		旧	
新潟県市町村総合事務組合規約 平成16年1月23日 総行市第30号		新潟県市町村総合事務組合規約 平成16年1月23日 総行市第30号	
別表第1（第2条関係） (略)、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合（略）		別表第1（第2条関係） (略)、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合、さくら福祉保健事務組合（略）	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	組合市町村等	共同処理する事務	組合市町村等
1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合（略）	1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合、さくら福祉保健事務組合（略）
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	小千谷市、加茂市、十日町市(略)、新発田地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合、十日町地域広域事務組合(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合（略）	2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	小千谷市、十日町市(略)、新発田地域広域事務組合、十日町地域広域事務組合(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合、さくら福祉保健事務組合（略）
3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	小千谷市、加茂市、十日町市(略)、新発田地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合、十日町地域広域事務組合(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合（略）	3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	小千谷市、十日町市(略)、新発田地域広域事務組合、十日町地域広域事務組合(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合、さくら福祉保健事務組合（略）
4 地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び司法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合（略）	4 地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び司法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合、さくら福祉保健事務組合（略）

新		旧	
5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合 (略)	5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、 <u>阿賀北広域組合</u> 、さくら福祉保健事務組合 (略)
6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、さくら福祉保健事務組合 (略)	6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、 <u>阿賀北広域組合</u> 、さくら福祉保健事務組合 (略)
7～16 (略)	7～16 (略)	7～16 (略)	7～16 (略)
<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center"><u>この規約は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>			



# 議案第 2 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について



## 議案第 2 号関係資料

### 議案第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

#### 1 一部改正の理由

令和 4 年度及び令和 5 年度の保険料率の改定並びに保険料賦課限度額の引き上げを行うため、所要の改正を行うもの

#### 2 条例改正の概要

##### (1) 保険料率の改定（第 9 条及び第 10 条）

令和 4 年度及び令和 5 年度の保険料率について、令和 2 年度及び令和 3 年度の保険料率に据え置く。

所得割率： 7.84%

均等割額： 40,400 円

##### (2) 保険料賦課限度額の引き上げ（第 11 条）

保険料の賦課限度額を 64 万円から 66 万円に引き上げる。

#### 3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日



## 議案第2号関係

### 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

#### 新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号
(所得割率) 第9条 <u>令和4年度及び令和5年度</u> の所得割率は、0.0784とする。	(所得割率) 第9条 <u>令和2年度及び令和3年度</u> の所得割率は、0.0784とする。
(均等割額) 第10条 <u>令和4年度及び令和5年度</u> の均等割額は、40,400円とする。	(均等割額) 第10条 <u>令和2年度及び令和3年度</u> の均等割額は、40,400円とする。
(保険料の賦課限度額) 第11条 第5条の賦課額は、 <u>6.6万円</u> を超えることができない。	(保険料の賦課限度額) 第11条 第5条の賦課額は、 <u>6.4万円</u> を超えることができない。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。



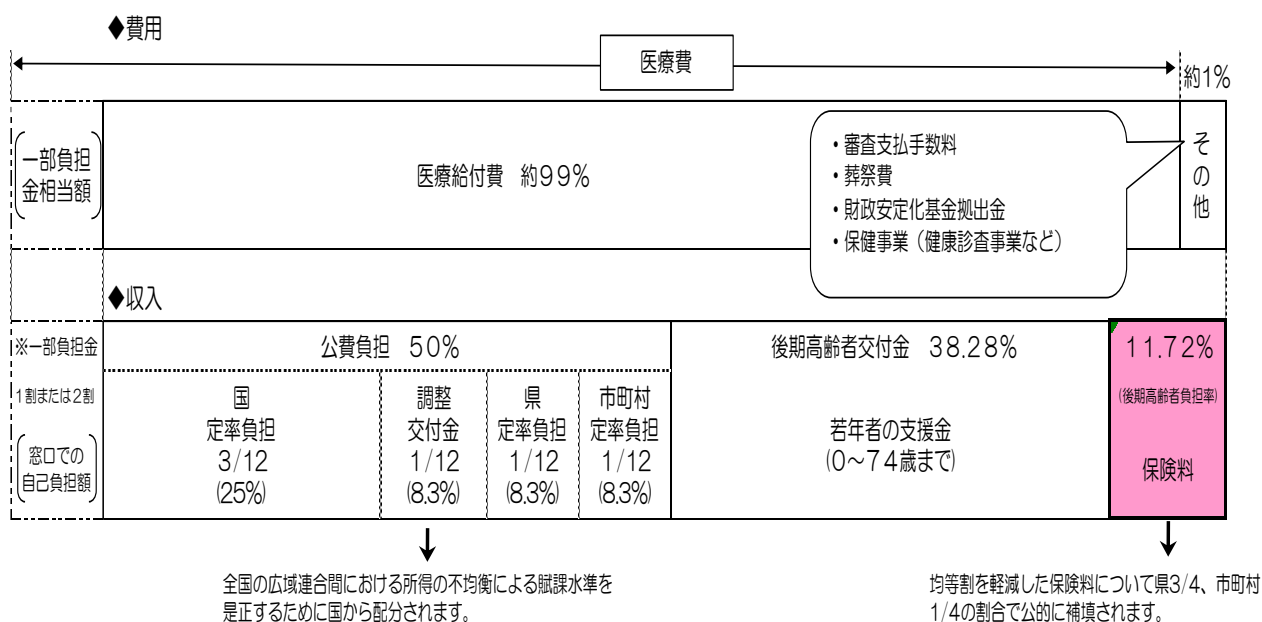
(1) 保険料率の改定

■概要

- ・後期高齢者医療制度では、財政の均衡を保つため、概ね2年に一度、保険料率の見直しを行うこととされています。(高齢者の医療の確保に関する法律第104条)
- ・今年度は令和4年度及び令和5年度の保険料率について見直しを行いました。国から示された基礎数値と、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて算定を行った結果、保険料率の据え置きとするものです。

■医療費と財源

- ・高齢者の医療費の財源について、約5割を公費、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を被保険者である高齢者が負担すべき保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしています。
- ・保険料は、高齢者の増加と若年者が減少することを踏まえ、双方の世代の負担の均衡を図るために、2年ごとに見直しを行います。国から示される後期高齢者の負担割合(後期高齢者負担率)は、年々増加傾向にあります。



※ 窓口負担3割負担の場合、公費負担はなく、「後期高齢者交付金」で賄われています。

## ■算定の条件

- 一人当たり医療給付費（新型コロナウイルス感染症の影響）
  - 令和3年度は、実績値及び令和2年度との増減率により、算定
  - 令和4年度から令和7年度は、新型コロナウイルス感染症の影響がない平成29年度から令和元年度の3年間の平均増減率により算定
  - 令和3年度増減率 101.61% 令和4年度～令和7年度増減率 101.15%程度
- 診療報酬改定 ▲1.13%（後期高齢者医療に影響しないものを除いた率。看護の処遇改善のための特例的な対応+0.20%は令和4年10月から）
- 窓口負担割合2割導入の影響（令和4年10月から実施）
 

被保険者試算	導入前	3割（3.8%）	1割（96.2%）
	導入後	3割（3.8%）	2割（16.4%） 1割（79.8%）

給付費への影響

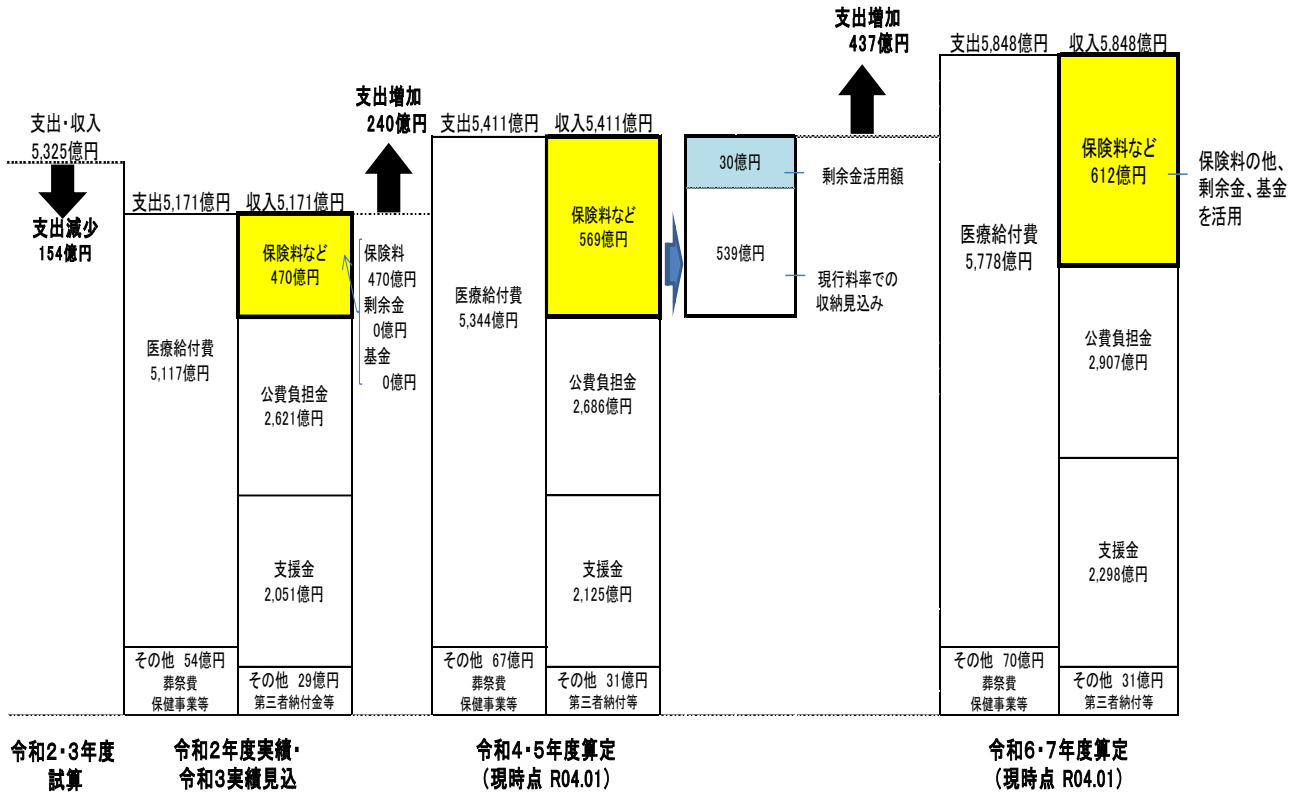
  - （令和4年度）1,262百万円（一人当たり保険料331.6円）減
  - （令和5年度）3,147百万円（一人当たり保険料802.1円）減
- 後期高齢者負担率の増加 11.72%
- 保険料賦課限度額の引き上げ 66万円
- 医療財政調整基金（剰余金）残高見込み（令和3年度末） 60億円
- 財政安定化基金（基金）残高見込み
  - R3末 34億円、R5末 40億円 → 取り崩し可能額 24億円

	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被保険者数	372,095人	375,437人	(試算値)	373,556人	369,055人	380,572人	392,350人	404,461人	414,612人
(前年度との比較)	100.87%	100.90%	(実績・見込)	374,039人	370,943人	102.60%	103.09%	103.09%	102.51%
				99.63%	99.17%				
1人当たりの医療給付費	693,241円	702,366円	(試算値)	706,318円	712,523円	689,723円	693,129円	701,241円	709,547円
(前年度との比較)	99.84%	101.32%	(実績・見込)	681,420円	692,401円	99.61%	100.49%	101.17%	101.18%
				97.02%	101.61%				
医療給付費総額	2,580億円	2,637億円	(試算値)	2,638億円	2,630億円	2,625億円	2,719億円	2,836億円	2,942億円
(前年度との比較)	100.74%	102.21%	(実績・見込)	2,549億円	2,568億円	102.22%	103.58%	104.30%	103.74%
				99.66%	100.75%				
保険料の後期高齢者負担率	11.18%			11.41%		11.72%		(11.72%)	



## ■算定結果

### (1)収支の見込み



- 現行料率で不足する30億円に剰余金を充て、現行料率を維持します。
- 剰余金の残額（30億円）と新潟県設置の財政安定化基金（24億円）は、次回令和6・7年度以降の医療費の増加等を見据え、今回は活用しません。

### (2) 新保険料率 (案)

【新保険料率 (案)】		
均等割額	40,400円	(据え置き)
所得割率	7.84%	(据え置き)
平均保険料		
(軽減前)	70,101円	
(軽減後)	54,621円	

### (参考) 剰余金を活用した場合の算定結果の比較

				令和4・5年度 算定 ( )は現行料率との比較				令和6・7年度 試算 ( )は令和4・5年度 算定との比較			
				剰余金の活用		均等割額	所得割額	2か年の平均保険料		均等割額	所得割額
区分	令和4・5年度	令和6・7年度	軽減前	軽減後	軽減前			軽減後			
現行の料率				40,400円	7.84%	70,101円	54,621円				
A	剰余金	0円	60億円	42,900円 (+2,500円) (+6.19%)	8.22% (+0.38 ポイント)	73,860円 (+3,759円) (+5.36%)	57,429円 (+2,808円) (+5.14%)	39,300円 (▲3,600円) (▲8.39%)	7.43% (▲0.79 ポイント)	67,639円 (▲6,221円) (▲8.42%)	52,561円 (▲4,868円) (▲8.48%)
B	剰余金	30億円	30億円	40,400円 (±0円)	7.84% (±0ポイント)	70,101円 (±0円)	54,621円 (±0円)	41,400円 (+1,000円) (+2.48%)	7.89% (+0.05 ポイント)	71,283円 (+1,182円) (+1.69%)	55,400円 (+779円) (+1.43%)
C	剰余金	60億円	0円	38,400円 (▲2,000円) (▲4.95%)	7.24% (▲0.60 ポイント)	66,105円 (▲3,996円) (▲5.70%)	51,365円 (▲3,256円) (▲5.96%)	43,500円 (+5,100円) (+13.28%)	8.37% (+1.13 ポイント)	74,944円 (+8,839円) (+13.37%)	58,296円 (+6,931円) (+13.49%)

### (3) 改定保険料のモデルケース (単身世帯、年金収入のみの場合)

軽減対象の区分 (全被保者に占める割合)	収入額の例	新保険料 (現行と同額)
均等割7割軽減 (40.5%) 収入額168万円以下	168万円	23,800円
均等割5割軽減 (15.5%) 収入額196.5万円以下	196.5万円	54,300円
均等割2割軽減 (10.2%) 収入額220万円以下	220万円	84,800円
均等割 軽減なし (33.8%) 収入額220万円超	300万円	155,600円

## ■直近3期における保険料率の他広域連合との比較（全国順位）

		平成28・29年度	平成30・令和元年度	令和2・3年度	
均等割額	全国平均	45,289円	45,116円	46,987円	
	新潟県	35,300円（47位）	36,900円（47位）	40,400円（46位）	
	上位	1位	（福岡県）56,085円	（福岡県）56,085円	（福岡県）55,687円
		2位	（高知県）54,394円	（高知県）54,394円	（鹿児島県）55,100円
		3位	（徳島県）52,913円	（徳島県）52,913円	（徳島県）55,000円
	下位	45位	※1	（茨城県）39,500円	（山梨県）40,490円
		46位	（岩手県）38,000円	（岩手県）38,000円	（新潟県）40,400円
47位		（新潟県）35,300円	（新潟県）36,900円	（岩手県）38,000円	
所得割率	全国平均	9.09%	8.81%	9.12%	
	新潟県	7.15%（47位）	7.40%（46位）	7.84%（46位）	
	上位	1位	（高知県）11.42%	（高知県）11.42%	（北海道）10.98%
		2位	（福岡県）11.17%	（福岡県）10.83%	（福岡県）10.77%
		3位	（徳島県）10.98%	（北海道）10.59%	（大阪府）10.52%
	下位	45位	（青森県）7.41%	（青森県）7.41%	（山梨県）7.86%
		46位	（岩手県）7.36%	（新潟県）7.40%	（新潟県）7.84%
47位		（新潟県）7.15%	（岩手県）7.36%	（岩手県）7.36%	
1人当たり 平均保険料額 (軽減後・年額)	全国平均	67,908円	70,284円	76,764円	
	新潟県	41,556円（44位）	45,984円（44位）	53,988円（43位）	
	上位	1位	（東京都）95,496円	（東京都）97,128円	（東京都）101,052円
		2位	（神奈川県）91,584円	（神奈川県）88,992円	（神奈川県）96,252円
		3位	（愛知県）84,036円	（愛知県）82,860円	（愛知県）92,568円
	下位	45位	（岩手県）39,072円	（岩手県）43,236円	（青森県）50,940円
		46位	（青森県）38,364円	（青森県）41,700円	（岩手県）47,520円
47位		（秋田県）35,556円	（秋田県）39,252円	（秋田県）47,328円	

- 各保険料率改定時点における厚生労働省公表（4月公表）の「後期高齢者医療制度の保険料率等」に基づき算出
- ※1（平成28・29年度の均等割率45位）は、44位（39,500円）が2広域連合（茨城県・静岡県）あるため空欄

## (2) 保険料賦課限度額の引き上げ

### ■趣 旨

国の保険料賦課限度額の見直しに伴い、保険料賦課限度額の引き上げを行います。

### ■引き上げの内容及び対象者数の推計

保険料賦課限度額を、64 万円から 66 万円に引き上げます。  
(対象者数 2,166 人、42 百万円の賦課額増)

### ■施行年月日

令和 4 年 4 月 1 日施行 (令和 4 年度以降の保険料から適用)

## 参 考

### 窓口負担割合 2 割の導入について

### ■概 要

後期高齢者の医療費の増大及び現役世代の減少に対応するため、令和 4 年 10 月から窓口負担割合 2 割が導入されます。

なお、長期にわたる外来受診について、急激な負担増を抑制するため、2 割負担になる者の外来受診の負担増加額について、最大でも月 3,000 円に収まるよう措置が導入されます。(施行後 3 年間の経過措置)

### ■対象人数

窓口負担割合	令和 4 年度		令和 5 年度
	4 月～9 月	10 月以降	
3 割	14,462 人		14,910 人
2 割		62,414 人	64,345 人
1 割	366,110 人	303,696 人	313,095 人
合 計	380,572 人		392,350 人

## ■費用への影響額（2割負担導入がない場合との比較）

### ①配慮措置の効果

#### ◆配慮措置のない場合

	影響額	増減率
医療給付費（令和4年度）	▲1,349 百万円	▲0.51%
医療給付費（令和5年度）	▲3,420 百万円	▲1.24%

#### ◆配慮措置のある場合

	影響額	増減率
医療給付費（令和4年度）	▲1,262 百万円	▲0.48%
医療給付費（令和5年度）	▲3,147 百万円	▲1.14%

配慮措置の効果（2割負担者の窓口負担額増加の抑制効果）

令和4年度 87 百万円

令和5年度 273 百万円

### ②2割負担の保険料への影響（配慮措置がある場合）

1人当たり保険料への影響→ 令和4年度 ▲331.6 円

令和5年度 ▲802.1 円

## ■財源への影響額（2割負担導入がない場合との比較）

#### ◆配慮措置のある場合

上段：影響額  
下段：増減率

	令和4年度	令和5年度
保険料	▲126 百万円 (▲0.45%)	▲306 百万円 (▲1.05%)
公費負担	▲631 百万円 (▲0.48%)	▲1,588 百万円 (▲1.15%)
支援金	▲505 百万円 (▲0.48%)	▲1,253 百万円 (▲1.15%)
その他	—	—
合計	▲1,262 百万円 (▲0.48%)	▲3,147 百万円 (▲1.14%)



# 議案第 3 号関係

令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 2 号) について





## 議案第3号関係資料

議案第3号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

【補正額】15,741千円 追加

【補正理由】特別高額医療費共同事業拠出金の経費、過年度分保険料還付金の精算に係る経費及び前年度国庫補助金の精算に係る経費を補正するもの

### 【歳入】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
繰入金	1,947,061	15,741	1,962,802	医療財政調整基金繰入金 15,741
補正されなかった款にかかる額	279,224,565	0	279,224,565	
歳入合計	281,171,626	15,741	281,187,367	

### 【歳出】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
特別高額医療費共同事業拠出金	89,188	5,403	94,591	特別高額医療費共同事業拠出金 5,403
諸支出金	8,826,301	10,338	8,836,639	保険料還付金 10,000 償還金（R2実績精算分） 国庫補助金返還金 ・特別調整交付金 338
補正されなかった款にかかる額	272,256,137	0	272,256,137	
歳出合計	281,171,626	15,741	281,187,367	



# 議案第 4 号関係

令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について



議案第4号関係資料

議案第4号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

《歳入歳出予算総額》

10億9,496万2千円（対前年度比5,042万4千円、4.8%増）

【増減の主なもの】

(増)一般管理事務費（対前年度比5,185万2千円増）

次期標準システムの更改（令和6年度）に向けた事前作業等の皆増に伴う特別会計繰出金の増によるもの

【歳入予算】

(単位:千円)

款	4年度予算	3年度予算	比較	主な科目の説明
分担金及び負担金	1,094,088	1,043,765	50,323	共通経費負担金 ※議案第4号参考資料参照
国庫支出金	633	571	62	特別調整交付金
その他の款の計	241	202	39	繰越金、諸収入
歳入合計	1,094,962	1,044,538	50,424	

【歳出予算】

(単位:千円)

款	4年度予算	3年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,093,658	1,043,284	50,374	一般管理事務費……………1,031,279 ・事務局運営費 27,464 ・特別会計事務費繰出金 1,003,815 職員派遣関係経費……………61,952 ・総務課等職員人件費負担金 61,200
その他の款の計	1,304	1,254	50	議会費、予備費
歳出合計	1,094,962	1,044,538	50,424	



議案第4号参考資料

令和4年度予算における市町村共通経費負担金見込一覧

(単位:千円)

No.	市町村名	共通経費負担金
1	新潟市	335,975
2	長岡市	119,664
3	三条市	46,133
4	柏崎市	40,714
5	新発田市	45,716
6	小千谷市	19,564
7	加茂市	16,011
8	十日町市	29,190
9	見附市	21,495
10	村上市	32,483
11	燕市	37,922
12	糸魚川市	24,760
13	妙高市	18,568
14	五泉市	26,475
15	上越市	88,054
16	阿賀野市	21,987
17	佐渡市	31,494
18	魚沼市	20,262
19	南魚沼市	28,121
20	胎内市	16,818
21	聖籠町	9,119
22	弥彦村	7,024
23	田上町	8,930
24	阿賀町	9,755
25	出雲崎町	5,943
26	湯沢町	7,458
27	津南町	8,628
28	刈羽村	5,536
29	関川村	6,452
30	粟島浦村	3,837
合 計		1,094,088
広域連合予算額		1,094,088





# 議案第 5 号関係

令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に  
ついて



議案第5号関係資料

議案第5号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算  
について

《歳入歳出予算総額》

2,670億431万7千円(対前年度比26億2,626万9千円、1.0%減)

【歳入予算】

(単位:千円)

款	4年度予算	3年度予算	比較	主な科目の説明
市町村支出金	47,700,298	47,062,084	638,214	
保険料等負担金	26,520,935	25,816,023	704,912	保険料徴収分+保険料軽減分負担金 ※議案第5号参考資料参照
療養給付費負担金	21,179,363	21,246,061	△66,698	療養給付費負担金 ※議案第5号参考資料参照
国庫支出金	89,632,909	90,451,798	△818,889	療養給付費負担金・・・ 63,538,091 高額医療費負担金・・・ 1,089,859 調整交付金・・・・・・・ 24,812,671 事業費補助金・・・・・・・ 192,288
県支出金	22,269,222	22,236,785	△32,437	療養給付費負担金・・・ 21,179,363 高額医療費負担金・・・ 1,089,859 県財政安定化基金交付金・・・ 0
支払基金交付金	104,364,657	107,495,721	△3,131,064	後期高齢者交付金
繰入金	2,604,184	1,947,061	657,123	事務費繰入金・・・・・・・ 1,003,815 医療財政調整基金繰入金 1,600,369
その他の款の計	433,047	437,137	△4,090	特別高額医療費共同事業交付金、 財産収入、繰越金、県財政安定化基金 借入金、諸収入
歳入合計	267,004,317	269,630,586	△2,626,269	

【増減の主なもの】

(減)療養給付費(保険給付費) (対前年度比41億336万5千円減)

令和4・5年度の料率改定において、被保険者数は増加する見込みであるが、一人当たり医療給付費は減少する見込みのため全体の給付費が減少したものの

(増)その他健康保持増進事業(保健事業費) (対前年度比1億5,244万9千円増)

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の実施市町村増加に伴うもの

(増)医療給付経費(総務費) (対前年度比1億1,203万4千円増)

2割負担導入に伴う被保険者証の再交付に係る委託料(2,222万4千円)や再交付に係る市町村郵送料に対する補助金(6,272万2千円)等を計上したことに伴うもの

(増)電算システム経費(総務費) (対前年度比6,252万2千円増)

次期標準システムの更改(令和6年度)に向けた改修が必要な事前作業の一部経費等を計上したことに伴うもの

【歳出予算】

(単位:千円)

款	4年度予算	3年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,235,525	1,064,619	170,906	総務管理費・・・・・・・1,235,525 ・業務一般管理事務費 110,074 ・医療給付経費 684,255 ・電算システム経費 416,295 ・医療費適正化推進事業費 22,752
保険給付費	264,333,012	267,330,416	△2,997,404	療養諸費・・・・・・・252,683,051 ・療養給付費 245,694,400 ・療養費 1,658,914 ・食事・生活療養費 3,283,576 ・訪問看護療養費 1,465,583 ・審査支払手数料 579,458 高額療養諸費・・・・・・・10,385,811 ・高額療養費 10,118,649 その他医療給付費・・・・・・・1,264,150 ・葬祭費 1,263,150
保健事業費	1,184,471	995,467	189,004	健康診査事業費・・・・・・・664,701 ・健康診査業務委託料 607,415 ・歯科健診業務委託料 41,613 その他健康保持増進事業費・・・519,770 ・低栄養・重症化予防業務委託料 18,061 ・一体的実施委託料 407,990 ・特別対策補助金 91,352
その他の款の計	251,309	240,084	11,225	県財政安定化基金拠出金、 特別高額医療費共同事業拠出金、 諸支出金、公債費、予備費
歳出合計	267,004,317	269,630,586	△2,626,269	



議案第5号参考資料

令和4年度予算における市町村保険料等負担金・療養給付費負担金見込一覧

(単位:千円)

No.	市町村名	保険料等負担金		療養給付費負担金
		(徴収分)	(保険料軽減分) ※保険基盤安定制度分	
1	新潟市	7,442,953	1,833,130	7,115,385
2	長岡市	2,436,547	668,175	2,305,686
3	三条市	939,672	260,231	887,725
4	柏崎市	800,897	224,266	839,018
5	新発田市	812,884	246,267	821,142
6	小千谷市	321,584	95,164	352,461
7	加茂市	250,221	82,606	281,546
8	十日町市	484,707	179,782	538,453
9	見附市	329,742	113,763	376,074
10	村上市	574,056	202,995	714,257
11	燕市	735,500	201,874	670,764
12	糸魚川市	476,740	147,390	551,738
13	妙高市	308,384	92,342	313,369
14	五泉市	401,405	157,343	518,020
15	上越市	1,767,717	476,848	1,787,953
16	阿賀野市	292,729	118,754	409,404
17	佐渡市	568,111	219,430	662,074
18	魚沼市	319,959	102,696	378,862
19	南魚沼市	459,370	131,048	541,678
20	胎内市	258,115	79,193	299,360
21	聖籠町	70,479	28,158	96,387
22	弥彦村	67,760	18,683	66,098
23	田上町	102,011	33,939	108,321
24	阿賀町	111,242	53,631	170,751
25	出雲崎町	46,422	17,057	53,276
26	湯沢町	88,393	24,990	79,315
27	津南町	88,985	35,725	120,601
28	刈羽村	37,649	9,389	36,752
29	関川村	44,976	21,662	76,589
30	粟島浦村	3,726	1,468	6,304
合計		20,642,936	5,877,999	21,179,363
広域連合予算額		26,520,935		21,179,363

